

2026年6月10日

貸金庫規定改定のお知らせ

当金庫では下記の通り貸金庫規定を改定しますので、お知らせいたします。

なお、改定後の新規定は、改定前にご契約いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

記

1. 改定日

2026年7月1日（水）

2. 改定内容

（下線部分を追加）

新	旧
<p>5.（鍵等の保管）</p> <p>（1）貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。<u>なお、正鍵の複製はできません。正鍵の複製を行った場合は錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。</u></p> <p>（2）～（3）【省略】</p>	<p>5.（鍵等の保管）</p> <p>（1）貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。</p> <p>（2）～（3）【省略】</p>
<p>14.（貸金庫の修繕、移転等）</p> <p>（1）<u>貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。</u></p> <p>（2）<u>前1項のほか、貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、借主が使用する貸金庫の継続使用ができない場合には、当金庫は借主に通知することにより貸金庫を変更できるものとします。この場合、貸金庫の変更の効力は、当金庫指定の日に生じるものとします。</u></p> <p>（3）<u>前2項に基づき貸金庫の変更をする場合には、借主は当金庫による通知内容に従って当金庫所定の手続きを行うものとします。この場合、借主が当金庫所定の手続きを行うまでの間、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開扉の上、内函ごと貸金庫の格納品を取り出し当金庫指定の場所に移送して保管することができるものとし、保管に要する費用は借主の負担とします。なお、当金庫は貸金庫の格納品の取り出しに際して公証人等の立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。</u></p>	<p>14.（貸金庫の修繕、移転等）</p> <p>貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。</p>

以上